新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (植野委員)

関連分野: 聴覚障害、労働

チェック1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

(A)

●障害者差別解消法による「合理的配慮」との整合性と活用を。(踏み込んだガイドラインの記述を)

例えば、市町村の対応要領の中に千葉県情報保障に関するガイドラインを活用もしく は参考とする旨記載するよう働きかける。

また、年に一回市町村の情報保障ガイドライン担当職員や当事者団体代表を含めた会議などの開催の実施を…

●市町村にはない県レベルの専門機関や施設などの社会資源との連携強化を図る(聴覚障害者センター・ピアによる相談支援事業所・広域専門指導員など)

→市町村における基幹相談支援センターや地域包括支援センターにも対象にした啓発活動、県レベルの社会資源や仕組みをもう少し踏み込んでわかりやすいマニュアル的なガイドラインにする。

手話言語等条例の「市町村との連携」に沿って、踏み切った仕掛けや仕組みを構築を

- ●110メールについては、県警でのシステムはあるが全く機能していない仕組みとなっており、やり取りが煩雑で緊急時には使用できない
- ●緊急指令センターが広域的対応システムである一方手話通訳等派遣が市町村事業である ため、救急車や消防車の緊急出動に連動した手話通訳等派遣が困難なことから利用しづ らい現状にある。
- ●メール 110 番・119 番以外の緊急派遣システムについて 機能していない 県レベルの派遣元と市町村との連携強化が課題
- ●千葉テレビ番組に手話通訳や字幕付与がほとんどないことから、千葉県として千葉県の情報にほとんどアクセスできない(ニュースや県議会中継等)

また、情報保障ガイドラインの仕組みをはじめ、県民手話講座等の番組の編集企画、 放送の実施を…。

●ろう重複障害(知的障害・精神障害・など)について、単独の聴覚障害者の支援の方法とは異なる専門的支援が必要であり、その理解啓発に関する記述を追記してほしい

(B)

●市町村レベルにも合理的配慮の対応要領・対応指針の中に、千葉県手話言語等条例および意思疎通支援に関するモデル実施要綱(厚生労働省平成25年3月通達)の活用・反映を…と、啓発や県・市町村との連携を強調した文体に。

● (資格取得制限)、

資格取得に必要な研修等に手話通訳派遣が認められないことが社会的障壁として課題 となっている。

● (労働分野)

職場における研修・会議における手話通訳等のみならず、支援する側の事業所(ピアでの支援事業所)にも配慮が必要との言及が必要である。また、法人税の納付が困難な企業や事業所に対して、職場における研修・会議への手話通訳等の公的派遣の救済的対処の言及も必要かと…。

●「会議・講演会・研修会などの配慮」の記述が不十分(記述が弱い)。

意思疎通支援は「申し出があった場合の配慮」とされているが、明らかに参加が見込まれる場合には、申し出がなくても手話通訳・要約筆記の合理的配慮が必要。

また当事者の自由意思が制限されるような書きぶりになっていることから、聞こえる 人が受けられるサービスと同等な環境になるような配慮が必要、

「資料」についても合理的配慮が欠如した資料や会議の進行が多いことから、資料作成の際の合理的配慮にも言及する必要がある。

チェック2 ガイドラインに盛りこまれていない新しい情報について

(A) 新しい支援や配慮のための技術や取組

- ●ICTの進展により聴覚障害者の利用できる情報コミュニケーション保障のありかたも変化しており、タブレットによる遠隔通訳保障など」新たなシステムをくわえて普及啓発を図っていただきたい(窓口にタブレット端末を置き、通訳派遣もとにいる手話通訳者とインターネット電話をつなぎ通訳をすることも可能、
- ●窓口用の小型のヒアリングループを設置すると、人工内耳や補聴器装用をしている中途 失聴・難聴者はかなり聞き取りやすくなる
- I C T の進展により情報保障についても、行政の必要な情報を身近な携帯画面を利用して県民市民に身近にアクセスできる環境整備も一考を要する

(B) 世の中の考え方の変化

- ●「社会モデル」の考え方についてガイドラインにも言及すると意識のバリアの解消の一助となる
- ●障害者権利条約、改正障害者基本法においても「社会モデル」の概念になっており、聴 覚障害の障害は「41デシベル以上」となっていることから、障害者手帳を持っていな い聴覚障害者への配慮についても記述
- ●「情報保障」という考え方は、知る権利のみの側面となり、社会参加するためには「知る権利」「発言する権利」の両側面が不可欠であり「情報・コミュニケーション保障」の 視点を明確に表現することが望ましい
- ●県レベルの施設やサービス等について、市町村のパンフレットやチラシに掲載するなど の周知により県と市の情報保証の連携を図る
- ●ガイドラインには、聞こえの状況よりも、聞こえないことから起因する二次的障害(情報障害・コミュニケーション障害・関係障害)をメインに記述したほうが、より対応に実効性があるものとなる
- ●用語等の定義について正しく実態に即した記述に要修正

チェック3 ガイドラインが「使われる」ようにするために

- ●「用語解説」に 「手話言語等の普及の促進に関する条例」の記述を追記
- ●「手話通訳」の手法も 一般の手話通訳、接近通訳、触手話などがあり「補聴システム」などコミュニケーションニーズについて正しい理解のためにも誤解のない記述を。
- ●「聴覚障害者」(ろう者、難聴者 など) 文言の整理。
- に関する記述が誤解を招く表現になっているので、実態に即した正しい記述に変更してほ しい。合わせて「聞こえる人」を意味する「健聴者」という表現についても説明が必要
- ●「人工内耳」は新たな見解も追記を。
- ●「手話」「指文字」「キュードスピーチ」「口話」「要約筆記」「筆談」語彙に関する説明は 誤解のない記述が必要であるため要修正
- ●「耳マーク」について誤解のあるかきかたを改めていただきたい。全日本ろうあ連盟から新たな方向を追記。
- ●「対話の配慮」は誤解を招く文脈になっているため要修正

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (平下委員)

関連分野:聴覚障害

チェック1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

(A)

- 21ページ、全難聴は一般社団法人になりましたので追記をお願いします。
- 資料3にハンドブックの記載があります。ハンドブックは見ておりませんが、この中に「手話通訳の依頼方法」とありますが聞こえないすべての障害者が手話が分かるわけではありません。「手話を必要とする人」「筆談や要約筆記を必要とする人」という具体的な記述があるのでしょうか?

(B)

● 19 ページ ①「手の形と位置や動きなどによって表現する視覚的な言語であり、音声言語とは別の体系を持ちます。表情や上体の動きを含めて表現します。ろう者同士又はろう者と聞こえる人とのコミュニケーション手段となります。」

とありますが、中途失聴者・難聴者は、話しながら手話をしますから追記が必要です。 ろう者の日本手話と中途失聴者・難聴者の使う日本語対応手話を別の体系の手話とし て区別して頂きたいと思います。別の体系とは語順が違うこと。聞こえなくなった方が これから年齢を問わず増加する状況から手話には2つある事の記載を希望します。

- 20 ページ ④要約筆記の説明の中で全体投影 (OHP又はOHCやパソコンを使用) とあります。まずOHPは生産されておらず修理品もなく、現在使用している施設では 壊れたら廃棄されていますので削除して下さい。全体投影の言葉も限られた方しか理解 出来ないと思いますので、パソコンの次に「プロジェクタでスクリーンやモニターに写す」を追加して下さい。
- 21 ページ 2 行目に「希望があれば」とありますが、配慮がない言葉ですので削除して下さい。
- 23ページ 会議や講演会、研修会等の際の配慮について、 青年に限らない会議では、高齢者が参加する機会が多いと思います。自分の話す声も 小さく、マイクを使用しないと参加者30人位の会議室内でも聞き取れない事がありま す。マイクを使用する事の配慮記載が必要だと思います。
- 24 ページ (エ)「手話通訳者が発言者の名前を……」とありますが、「要約筆記者」の 記述がありません。追記して下さい。

チェック2 ガイドラインに盛りこまれていない新しい情報について

(A) 新しい支援や配慮のための技術や取組

●「コミューン」

難聴者向け対話支援機製品。ユニバーサルサウンドデザイン社。

難聴者学校で使用されるように。銀行等の企業でも、窓口に設置して来客者への対応に効果を上げたと報道。聞こえにくい難聴者向け配慮。窓口や受付での配慮に効果的。

●「こえとら」「VoiceTra (ボイストラ)」

スマートフォンアプリ。窓口や受付での対応に使用。音声で入力した言葉を画面に表示。 ※当事者がスマートフォンを持参し、「聞こえる・話せる」側の職員でアプリに対応する ことも想定が必要

●SpeechCanvas (スピーチキャンバス)

iPad のアプリ。インターネット接続環境が必要。

話した言葉が文字に変換される。また、タブレット画面に指で文字が書ける。

●LiveTalk (ライブトーク)

会議参加者の発言を音声認識で文字にするパソコンのシステム。参加者ごとにパソコンとマイクを用意することで発言者の区別が可能。発言の代わりにキーボード入力もできる。発言や入力の文字は全参加者の画面やプロジェクタに表示できる。

正確さが求められる場面(例えば裁判員裁判に選出された)は、要約筆記では全部の言葉が分からず、すべてを理解できないので、非常に有効と考えられる。

聴覚障害者が東京都の北区議会議員となり、今までは筆談だったが、このソフトを議会が導入して議員の活動と聴覚障害者への情報提供(文字ベース)が可能になった。

(B) 世の中の考え方の変化

災害避難時の避難所でのマニュアルについて。

各市で災害避難訓練を実施しています。避難所の運営訓練が主体です。要支援者は配慮されて体育館内でスペースを確保います。しかしそこまでです。訓練でも、避難した要支援者に名簿を書かせるだけです。

- a. 避難所に確保されている部屋への案内がない。
- b. 避難所の体育館に車いすの場合の入り口表示がない。
- c. 車いすで体育館から渡り廊下を通り部屋に移動するのに段差を埋めていないので渡れない。
- d. ホワイトボードや模造紙になにも書くこともしないで支援者担当班の方はただいるだけで椅子に座っている。
- e, 避難者の中から手話を出来る人を求める訳でもないし、情報が何もない。ただ最後まで待つだけなのは何のための訓練か。
- ※要支援者への訓練を障害者週間に開催すべきと考えます。担当する地域基幹員の方への 訓練です。それぞれの障害のある方が避難した場合だけの場面を実施すべきです。そう しないと避難者で運営する避難所での混乱の中で待機できません。

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (村山委員)

関連分野:知的障害

チェック1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

- ① 「情報保障ガイドライン」の最初に、障害者基本法の改正の理念等の記述を入れて欲 しい。以下に、記述例を書きますので、参考にしてください。
- ② 追記について
- ・障害のある方は、個別性が高いので、まずは、どの様な配慮が必要かを聞くところから 必要。
- ・知的障害者にも、通訳としての支援者・家族の付き添いが必要です。
- コミュニケーションボードやカードの利用のこと。
- ・障害のある人からの意思表示のキャッチの重要性も記述してほしい。
- ・選挙権行使がしやすいように、という 項目も必要です。選挙公報や投票所での合理的 配慮も含んだ、選挙管理委員会の取組みも必須。

チェック2 ガイドラインに盛りこまれていない新しい情報について

(A) 新しい支援や配慮のための技術や取組

- ・チェック1にも書きましたが、コミュニケーションボードやカードの情報は、ネットでも見られます。それを参考として載せるのもいいですし、行政の窓口用に作ってもいいと思います。
- ・選挙権行使のことについては、狛江市が先駆的に取り組んでいますので、参考にしてく ださい。

(B) 世の中の考え方の変化

・選挙権行使の問題

チェック3 ガイドラインが「使われる」ようにするために

- ・周知活動、職員研修の義務付けも必要です。そこには、必ず、当事者参画が必須です。
- ・当事者団体への周知の工夫も必須です。

<村山委員資料:「DINF から引用」>

※目的(目指すこと)

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会(つぎからは「共生社会」といいます)をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、つくったりすることを目指します。

※定義(この法律で使われている言葉の意味)

障害のある人とは、身体障害や知的障害のある人や、発達障害を含めた精神障害のある人、その他の 障害のある人で、障害や社会的障壁(社会のかべ)によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いて いる人をいいます。

社会的障壁(社会のかべ)とは、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、つぎのようなものです。

- ・ことがら(たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明)
- ・物 (たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号)
- ・制度(たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒の学校に行くことが認められないことがあること)
- ·習慣(たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害のある人が子ども扱いされること)
- ・考え方(たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障害のある人は結婚や子育てができない)

※地域社会における共生等(みんなと一緒にまちで暮らすこと)

共生社会をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と 同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

- ・障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにすること
- ・障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること
- ・障害のある人みんなが、手話などのことばや必要なコミュニケーション (気持ちを伝えること) の 方法 (点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば) を選ぶことができるように すること。また、情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにすること

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (與那嶺委員)

関連分野:発達障害者支援センター

チェック 1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

1、発達障害概念図の追記

情報支援センターより抜粋して記載するとよいと思います。

http://www.rehab.go.jp/ddis/

2、障害の程度により必要な援助の度合いにも差があります。大事なことは、その方がどんな事が理解出来て、どんな援助が必要かといった視点で対応することが大事であると思います。

可能な限りご本人に必要と思われる援助を確認し共通理解の上援助するという方が望ましいと思います。

チェック2 ガイドラインに盛りこまれていない新しい情報について

- (A) 新しい支援や配慮のための技術や取組
- 1、滋慶医療科学大学院大学 准教授 岡耕平氏のスマホアプリの情報は活用できると思います。

http://okakohei.com/iOS_APP_List_Oka2013.pdf http://okakohei.com/archives/category/iphone-app

2、発達障害情報・支援センターのサイト紹介 http://icedd.nise.go.jp/?page_id=1453#au-11

(B) 世の中の考え方の変化

- 1、日本自閉症協会発行 防災支援ハンドブックの活用を http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm
- 2、避難所での対応などの情報については、様々な情報がありますが、身近な地域で、どこが福祉避難所として利用できるのか? どこに避難すればいいのかという整理させた情報があるといいと思います。
- (例)「県内各市町村内の福祉避難所リスト」(仮称)的な物。

その内容としては、福祉避難所の協定を結んでいる法人、施設が主に支援している障害 種別なども記載しておくといいのではないかと思います。

チェック3 ガイドラインが「使われる」ようにするために

1、窓口で、ご本人の意志を確認する(必要な援助確認シート)手続きがさりげなくできるといいと思います。どのような援助、配慮を望まれますか。配慮できる項目を記載して、チェックしていただく。

その項目には、

□特に援助、	配慮は要り	ません。

□その他()

という項目もあるといいと思います。

- →3、に記載したタッチパネルと窓口対応の職員の端末とも連動するということの 可能性も探ってみてもいいと思います。
- 2、発達障害でも個々に理解の程度が違うのでそれに合わせた援助ができるといいのではないかと思います。全ての発達障害者の方が、ガイドラインに記載されていることの援助、配慮を必要とするわけではないと思いますので。
- 3、窓口にタブレット、タッチパネルのようなものがあれば、受付の時に自分で自分に必要な配慮を申請することができると思います。
 - cf 最近は、回転寿司のお店においても殆どがそのような注文システムで、とても便利だと感じています。

*自分にとって不要な配慮を、善意で、さも「配慮しています」というようにされてしまうと、自尊感情が保てなくなり、とても不快になると思います。そのような事への配慮も必要だと感じています。